

中学校部活動地域移行に係る鹿屋市「地域の指導者」人材バンク登録要項

1 趣旨

鹿屋市は、子どもたちの持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境整備と教職員の負担軽減の促進を図るため、休日の中学校部活動を学校や地域の実態に応じて、地域クラブ活動へ段階的に移行する。このため、地域クラブ活動の指導者となる「地域の指導者」の人材バンクへの登録について必要な事項を定める。

2 募集職名

地域の指導者

3 資格・要件

人材バンクに登録しようとする地域の指導者は、指導する種目・活動に関する専門的な知識・技能に加え、学校教育に関する十分な理解（※１）を有し、次の(1)～(4)の全てを満たす者とする。

- (1) 18歳以上の者（学校教育法第1条（※２）に規定する高等学校その他これに類する学校に在学する者を除く。）
- (2) 地方公務員法第16条（※３）及び学校教育法第9条（※４）各号に該当しないこと
- (3) 過去の指導において、体罰、ハラスメント等地域の指導者として不適格と認められる事項のないこと
- (4) 以下のア～オのいずれかに該当する者
 - ア 市スポーツ協会（加盟団体）、市教育委員会、市内中学校長のいずれかから推薦のある者
 - イ 教員免許を授与された経験（有効・無効を問わない）があり、当該種目・活動の運動部活動又は文化部活動の指導実績のある者
 - ウ 運動部活動においては、公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有する者
例）コーチ１～４、スタートコーチ、コーチングアシスタント等
 - エ 文化部活動においては、活動実績のある者
 - オ 学校教育法第1条（※２）に規定する学校において、当該種目・活動の運動部活動又は文化部活動の指導実績のある者

4 登録申請の手続き

以下の(1)～(4)の書類のうち、必要なものを地域クラブ活動運営団体まで郵送もしくは持参する。

- (1) 鹿屋市「地域の指導者」人材バンク登録申請書（様式１）
- (2) 鹿屋市「地域の指導者」登録者推薦書（様式２）

※ 上記「資格・要件」(4)のアに該当する者のみ

(3) 資格要件に関わる書類（教員免許状や指導者資格等）の写し

※ 上記「資格・要件」(4)のイ、ウに該当する者のみ

(4) 指導実績証明書（様式3）

※ 上記「資格・要件」(4)のオに該当する者のみ

申込先	
鹿屋市地域スポーツクラブ活動運営団体	鹿屋市地域文化クラブ活動運営団体
NPO法人 かのや健康・スポーツクラブ 〒893-0006 鹿屋市向江町 29 番 1 号 TEL: 0994-41-9903	音楽支援ネットワークグループ ^{オ ト ユ ズ リ} 音 Y U Z U R I 〒893-0013 鹿屋市札元 1 丁目 11 番 21 号 TEL: 090-9792-5809

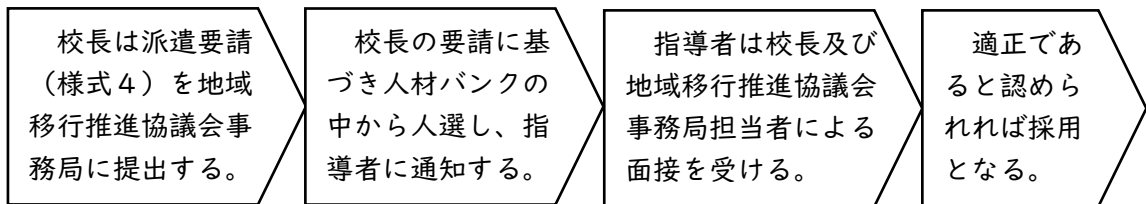
5 登録及び採用

(1) 地域クラブ運営団体及び鹿屋市部活動地域移行推進協議会事務局による提出書類の審査を経て適正であると認められる場合に、人材バンクへ登録する。

(2) 派遣は、1部活動につき、原則1人とする。

※ 学校の要望により複数配置となった場合も、報酬は1人分として算定する。

(3) 採用までの流れは、以下のとおりとする。



6 登録内容の変更及び取り消し

(1) 地域の指導者は、登録内容に変更が生じた場合、または地域の指導者として活動が継続できない事情が生じた場合には、速やかに地域クラブ活動運営団体に届け出を行う。

(2) 地域クラブ活動運営団体は地域の指導者が次のア～ウのいずれかに該当する場合、鹿屋市部活動地域移行推進協議会事務局と協議し、その登録を取り消すことができる。

【図1参照】

ア 申請内容に虚偽があった場合

イ 人材バンクを利用して政治、宗教または営利を目的とする活動を行った場合

ウ その他登録指導者として、不適格であると判断できる事由があった場合

(3) なお、取り消しについては、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規定に準じて、鹿屋市部活動地域移行推進協議会事務局と協議し、決定する。

例)	(ア) 暴力・暴行その他の身体的虐待	(イ) 暴言その他の精神的虐待
	(ウ) 性的虐待	(エ) セクシュアル・ハラスメント
	(オ) パワー・ハラスメント	(カ) アルコール・ハラスメント
	(キ) 無視・ネグレクト	(ク) 差別的言動
	(ケ) 試合の不正操作 等	

7 職務内容

地域の指導者は、校長の要望に基づき地域クラブ活動運営団体によって派遣され、鹿屋市部活動ガイドラインに準じ、地域スポーツ・文化芸術活動として、次に掲げる職務を行う。

- (1) 実技の指導
- (2) 安全及びスポーツ障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 地域スポーツ・文化芸術活動として参加する活動（大会・練習試合等）の引率
- (4) 用具・施設の点検・管理
- (5) 保護者等への連絡
- (6) 練習計画の作成
- (7) 生徒指導に係る対応
- (8) 事故が発生した場合の対応

※ 地域の指導者は、職務で知り得た個人情報を漏洩してはならない。また、職務を退いた後も同様とする。

8 勤務日等の割振り

- (1) 地域の指導者の勤務日及び勤務時間は、鹿屋市部活動ガイドラインに準じて、教育委員会と校長の協議により定めるものとする。
- (2) 地域の指導者の勤務時間は、1週当たり3時間程度とするが、地域スポーツ・文化芸術活動として大会等の引率業務がある場合には、この限りではない。ただし、引率業務等の1回当たりは、8時間以内とする。

9 報酬

- (1) 勤務1時間当たり1500円を上限として月額で算定する。
- (2) 報酬の支給に当たっては、地域の指導者から報告された所定の様式に基づき支給する。

附則

この要項は、令和6年5月1日から施行する。

※1 学校教育に関する十分な理解

生徒や学校、地域の実態等を十分に把握し、採用後は、当該学校の学校経営目標や学校部活動の指導方針を理解した上で指導にあたること。

※2 学校教育法第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

※3 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※4 学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者